



発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による道路位置の指定……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

告示

●東京都告示第八百九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月八日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による

令和七年八月十二日

東村山市久米川町一丁目四十八番二十九

延長
一七・五一
幅員

道路

及び同番三十の各一部、同番三十一、同番三十二並びに同番三十四

四・〇〇

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

